

サステナビリティ研究会 SDGs 分科会では、食品卸売業がサステナビリティ・SDGs に関して今後取り組むべきさまざまな方向性を「食品卸売業における SDGs 対応について」と題し、「会報日食協」に連載しています。今回は第 6 回目として、「寄付・寄贈」について取りあげます。

## 第 6 回 「寄付・寄贈」について

### 1. はじめに

2015 年、国連総会において『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』が採択されました。

2030 年までに貧困を撲滅し、持続可能な未来を追及する普遍的なアジェンダで、2030 年までに達成すべき「17 の持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs) を中核とし、あらゆる面で貧困を終わらせる行動計画を提供しています。「17 の持続可能な開発目標」に衆目されがちですが、貧困と飢餓の循環を断ち切ることが主眼になっていることをあらためて認識をしましょう。

貧困層の人々は、十分な食糧を手に入れることが難しい状況にあります。経済的な制約や資源不足により、栄養価の高い食事を摂取できないことがあります。飢餓は、体力低下や免疫力の低下を引き起こし、仕事や学業への参加が難しくなります。これにより、貧困層の人々はさらに貧困に陥りやすくなります。

世界には全人口を賄うだけの十分な食料があるにもかかわらず、9 人に 1 人は飢えに苦しんでいます。一方で、世界の食料生産量の 3 分の 1 は捨てられており、先進国では食品ロスが社会課題となっています。

今回のテーマ「寄付・寄贈」では、既に取りあげました第 2 回のテーマ「食品廃棄量削減」と、できるだけ重複を避けて、「食の不均衡」を解消するための寄付・寄贈への向き合い方や私たちにできることを考えてみます。

### 2. SDGs の本質と寄付・寄贈

2015 年、国連総会において採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』において、所謂“17 の持続可能な開発のための目標”の根幹になっていて、もっとも力説している一節は『誰一人取り残さないことを誓う』に集約されています。これは、『極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識していること』に由来しており、人間および地球が繁栄し続けるための行動計画として、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追い求めるものでもあるとしています。

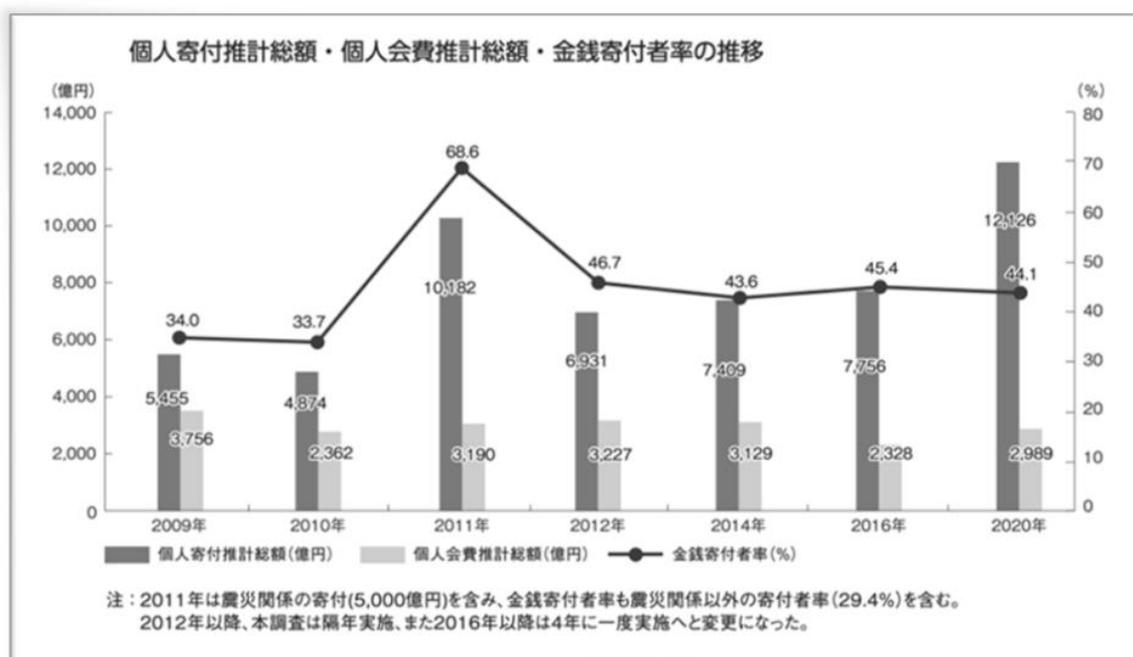
“17 の持続可能な開発のための目標”は、貧困の撲滅、飢餓の終結、健康と福祉の促進、教育の提供、ジェンダー平等、クリーンな水の提供、持続可能なエネルギーの利用など、さまざまな分野に亘っていますが、寄付・寄贈が SDGs にどのように関連するかを理解するためには、以下の目標を考慮することが重要です。

Goal 1 (貧困撲滅)	食品寄贈は、貧困層の人々に対する直接的な支援手段となります。
Goal 2 (飢餓終結)	食品寄贈は、飢餓と栄養不良の撲滅に寄与します。余剰食品を寄贈することで、飢えに苦しむ人々に栄養を提供できます。
Goal 3 (健康と福祉)	適切な栄養を提供することは、人々の健康と福祉に直接的な影響を与えます。
Goal 4 (質の高い教育)	適切な栄養は学習にも影響を与えるため、食品寄贈は教育の質を向上させる一環となります。
Goal 12 (責任ある消費と生産)	食品寄贈は、持続可能な消費と生産の促進に寄与します。余剰食品を有効に活用することで、食品ロスや廃棄物の削減が期待されます。
Goal 13 (気候変動への対策)	食品ロスの削減や効果的な寄贈プログラムは、環境に与える影響を軽減し、気候変動に対する取り組みを強化します。
Goal 17 (目標達成のための パートナーシップ)	食品寄贈は、企業、慈善団体、政府機関などさまざまなステークホルダーとの協力が必要であり、パートナーシップの形成を強化します。

### 3. 日本における寄付・寄贈の状況

日本ファンドレイジング協会が出版する「寄付白書 2021」によると、日本における寄付市場は個人寄付で 1 兆 2,126 億円、法人寄付で 6,729 億円です。このなかには義援金や、「ふるさと納税（個人・法人問わず）」も含まれています。個人寄付の 1 兆 2,126 億円のうちふるさと納税を除いた寄付額は 5,401 億円で、対して法人寄付の 6,729 億円から企業版ふるさと納税を除いた寄付額は 6,619 億円です。

法人寄付が日本のいわゆる「寄付」の半分近くを支えていると言え、企業による寄付は年々大きな増加の動きを見せています。ESG 投資やインパクト投資といった社会的なリターンと財務的なリターンの双方を両立させることを意図した投資が背景にあります。



出典：日本ファンドレイジング協会編（2021）『寄付白書2021』

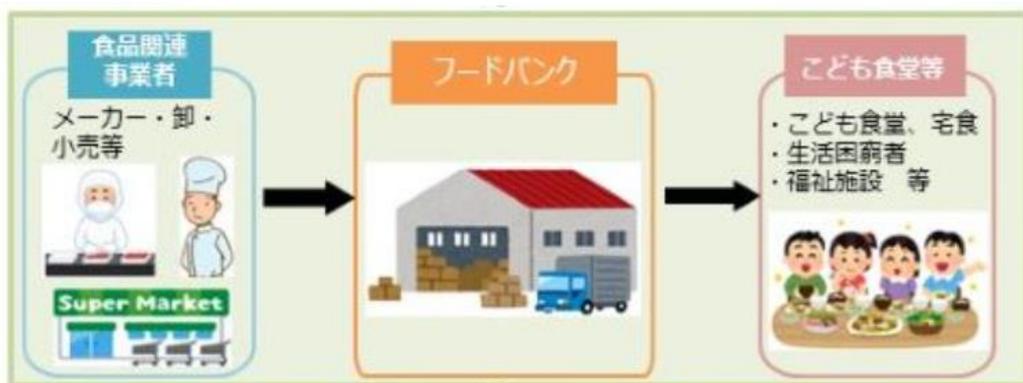
#### 4. 寄付・寄贈、義援金・支援金

「寄付」および「寄贈」は、資金や物品を他の人や組織に提供する行為を総じて指しますが、誤解が生じないように、本テーマ内では寄付、寄贈、義援金、支援金、のそれぞれ意味するところを、以下のように定義づけし、SDGs の本質を視野に入れながら深掘りしていきます。

寄付	一般的には、広義で慈善的な活動や社会的な目的のためにおこなわれる資金の提供を指します。これは金銭面だけでなく、物品やサービスの提供も含まれます
寄贈	寄付行為のうち、おもに物品や資源を提供する場合です。一般に、個人や企業が特定の組織や団体に対して、無償で提供する行為を指します
義援金	具体的な支援の対象が災害に関連しています。被災者に分配されるもので、ボランティア団体や行政がおこなう復興事業や緊急支援には使われません。災害などの被害を受けた人の生活を支えるための、公共性の高い団体に寄せられる寄付金を指します
支援金	義援金とはお金の使われ方などが大きく違い、応援したい団体、関心がある分野の団体を自分で選んで寄付し、なんらかの支援に役立ててもらおうお金を指します

広義では寄贈も義援金・支援金もすべて寄付に含まれますが、SDGs の本質、『誰一人取り残さない』の取り組みの前では、支援金については本テーマからは除いて進めることとします。また、義援金は見舞金の側面があり、いつでもどのくらいの範囲で起こるかかわからない災害に対して、同じような被害状況であってもその災害義援金の配分対象、配分方法、配分金額等には自治体によつての違いが生じる懸念があることから、SDGs が提起する「貧困を撲滅すること」への取り組みに対してはやや距離があるので、これも本テーマの中心には据えないこととします。

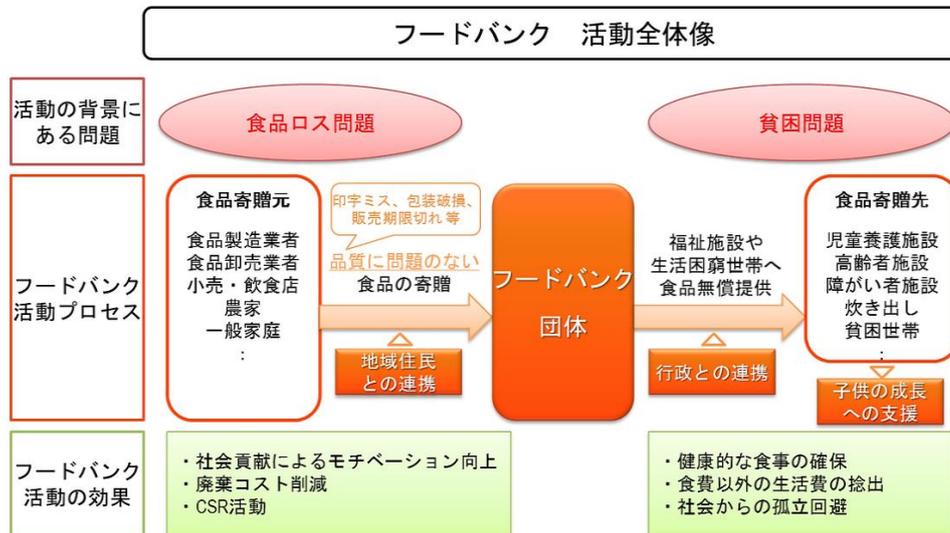
実際の寄付・寄贈には、慈善団体や団体に直接送金する直接寄付から、スキルや専門知識を特定のミッションに参加するサービス提供までさまざまな形態がありますが、わたしたち食品卸売業の分野で比較的取り組みやすい寄付として、フードバンクを介しての寄贈があります。



出典：農林水産省 HP より

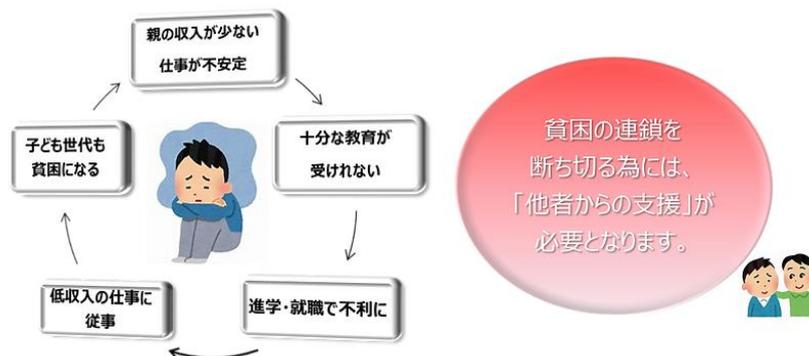
## 5.フードバンクの活用

もともと日本におけるフードバンクの活動は、食品ロスの削減や環境負荷の縮小などの環境的目的を主としていました。しかし近年では生活困窮者や児童福祉施設等に対する食料支援といった福祉的目的が重視されています。特に 2020 年以降は、新型コロナウイルス感染症が流行したことで収入が減少した人も多く、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する物価高騰もあり、福祉的役割が大きくなっています。



出典：一般社団法人全国フードバンク推進協議会 HP より

日本の貧困問題は年々深刻となりつつあり、貧困世帯で暮らす 17 歳以下の子どもは全国で 280 万人余りのぼり、子どもの 7 人に 1 人の割合となっています(注 1)。経済的に困窮して日々の生活に困る世帯も多く、学習塾などの教育費用の捻出は更に困難で、十分な教育の機会が得られているとは限りません。このように、親の収入や就業状況が子どもの学力に影響し、その子どもの将来にも大きく影響しています。子どもの貧困の解決にはこのような親の世代から続く貧困の連鎖を断ち切る必要があります。子ども食堂（無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する子ども向けの食堂）や、地域食堂（子ども食堂と同様のサービスを提供するが子どもから一人暮らしの高齢者まで利用できる食堂）の登場により、フードバンクに新たな役割が生まれつつあります。また、フードバンクがこれらの食堂活動を支援することで、孤立しがちな高齢者や低所得世帯に居場所を提供する「包摂的な地域コミュニティ形成への寄与」にも貢献しています。



出典：一般社団法人全国フードバンク推進協議会 HP より

## 6.食品寄贈に係るその他の視点

### (1) 社会的理解と安全性

フードバンク活動に対する社会的な理解がまだ充分でないことに加え、食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの観点からフードバンク活動団体側の体制を懸念する声があり、食品提供者が安心して提供をおこなえる環境が充分整っているとは言えない状況にあります。

このため、農林水産省が食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等に焦点を当てた手引書『フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き』で、フードバンク活動団体における食品取り扱いのレベルアップを図ることによって、食品提供者からの信頼性向上を目指しています。

また、食品提供者は、無償で寄付した食品の転売や横流し、安売りなど、提供しなければ廃棄していたはずの食品によるリスクも危惧し、不正利用の禁止・食中毒発生時の責任負担について取り決めた契約を進めています。

### (2) フードバンクの実情

フードバンク活動団体は、SDGs の認知度向上とコロナ禍の影響により、新規設立がこの 5 年間で数が倍増し、170 以上の団体が活動しているといわれています（注 2）。対象食品や団体規模などに応じて、「在庫型」「クロスドッキング型」「引取・配送型」「仲介型」などの運営形態がありますが、保管費・運送費・衛生管理費・人件費などの負担が大きく、運営体制は脆弱で多くの団体が運営資金の捻出に苦慮しているようです。そのため農林水産省による助成金や各方面からの寄付金に依存している状況です。また、ボランティアで働く人もいますが、人手がなかなか集まらないことも、持続可能な活動の支障になっています。

### (3) 食品リサイクル法と食品ロス削減推進法

2001 年に食品リサイクル法が施行され、2019 年に食品ロス削減推進法（正式名称「食品ロスの削減の推進に関する法律」）が新しく施行されました。食品リサイクル法と食品ロス削減推進法との大きな違いは、対象者が誰かということ、多様な主体の連携の有無にあります。食品リサイクル法は、「事業者」に対する法律であり、食品メーカー、卸売・小売業者、飲食店といった食品関連事業者が取り組むべき法律です。一方で、食品ロス削減推進法は「国、地方公共団体、事業者、消費者の多様な主体」が対象であり、事業者だけでなく国民全体で連携し取り組むことを目指した法律です。このような社会的背景から、政府としてもフードバンクの福祉的役割を重要視しており、2023 年度補正予算に食品ロス削減及びフードバンク支援のため 3.5 億円の予算を盛り込んでいます。

### (4) フードバンクへの寄付に係る税制上の取扱い

法人がフードバンクに支出した寄付金は、一般の寄付金として一定の限度額までが損金に算入されます。また、認定 NPO 法人等などの特定のフードバンクに対する寄付金は、一般の寄付金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置があります。金銭以外の資産（食品等）を寄付した場合には、その寄付金の額は、その寄付をした時の価額（時価）によります。

## 7. SDGs 目標に対する食品寄贈の課題

食品寄贈を手段とする“持続可能な開発のための目標”へのステップには、社会的なニーズへの対応、資源の有効活用、環境への配慮、協力の促進など、物理的な解決方法に向かうことと、企業や個人が持続可能性に焦点をあてた社会的リターンを意識することが必要になります。

そこで食品寄贈の主要な 8 つの課題について、解決に効果的と考えられる取り組みを提言します。

### (1) Goal 1: 貧困撲滅への課題

貧困や飢え、不公平、など多くの問題が、現在進行形で世界中にあります。貧困を撲滅することは、人々の生活の基礎をしっかりと守って不安を取り除き、格差や不公平のない社会を実現することによって、奪い合いや争いを減らすことにつながります。貧困層の人々に対する直接的な支援手段として、受け手のニーズに適したものであることを確認するといった食糧不安のある地域に重点を置いた食品寄贈プログラムの展開が必要と考えられます。

### (2) Goal 2: 飢餓終結への課題

飢餓には、地域や引き起こされる原因や期間によって、突発的な飢饉と慢性的な飢餓の大きく 2 つがあります。突発的な飢饉は、特定の地域で起こる自然災害、事故などの原因によって起こり、ニュースで取りあげられることが多いため注目が集まり支援の対象になりやすいですが、一方で、栄養不足人口のほとんどを占めるにもかかわらず、比較的注目されることが少ないのが慢性的な飢餓で、さまざまな要因が組み合わさっていることや、直接の死因が餓死ではなく栄養不足による病死であることから、緊急性に乏しく解決が後回しにされがちです。将来にわたり自分で食料を手に入れることができるよう自立を支援するとともに、食糧不安のある地域に重点を置いた寄贈プログラムの展開で栄養価の高い食品に注目して寄贈することが必要と考えられます。

### (3) Goal 3: 健康、福祉への課題

十分な栄養を得られないことによる、病気の発症、妊産婦や新生児の死亡、などを減らすためには、栄養価の高い食品を十分に供給し、社会全体を健康な状態に維持することが必要です。医療にかかる費用、設備や機器、人的資源には限りがあり、健康でいることは社会全体のためになります。例えば、食堂・レストランで対象の健康的なメニューを注文すると、開発途上国の給食 1 食分の金額が寄付される取組み「TABLE FOR TWO」(注 3) など、社会全体の健康を見渡した取組みへの理解と協力を積極的に進めることが重要です。

### (4) Goal 4: 質の高い教育への課題

厚生労働省が 2023 年に公表した報告書によると、日本の子どもの相対的貧困率(注 4)は 11.5% (2021 年)でした。これは、日本の子どもの約 9 人に 1 人が相対的貧困状態にあることを示しています。相対的貧困状態では、その社会での「標準的な生活」を送ることができず、例えば、食事、医療アクセス、学習・教育機会等での困りごとが生じていることが多くあります。親の経済的貧困は、子どもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差は子どもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼし、貧困の世代間連鎖を生みます。しかし、外見だけでは貧困であることの認知が難しいため NPO 法人などの連携が必要です。

### (5) Goal 12: 責任ある消費と生産への課題

生産から流通、小売までの段階で発生する余剰食品が、適切な消費・使用・リサイクルに至らず廃棄されることがあります。受け手の状況やニーズの変化に柔軟に対応できる食品供給チェーン全体での適切な管理とトレーサビリティの確保、そして透明性のあるコミュニケーションによる情報共有によって、余剰食品を再利用・寄贈するためのプログラムの拡充を進めつつ、食品ロスと廃棄物の削減を強化する必要があります。

## **(6) Goal 13:気候変動への対策**

持続可能な食品供給チェーンの確立と、寄贈される食品の品質や保存条件を最適化して、ロスを最小化することによって環境への影響の最小化を図ることが可能と考えられます

## **(7) Goal 17:目標達成のためのパートナーシップ構築への課題**

新鮮さの維持、適切な保存や運搬方法、食品を受け取る団体の安全性と信頼性が必要です。物流プロセスの最適化、効率的なルート計画、地元コミュニティとの協力強化など、SDGsに共感する企業や組織とのパートナーシップの構築を拡大することが効果的と考えられます。食品寄贈は、企業、慈善団体、政府機関などさまざまなステークホルダーとの協力が必要であり、結果的にパートナーシップの形成を強化します。SDGsに対する取り組みを透明かつ責任感を持ってコミュニケーションし、社会的責任を意識しながらSDGsに関連するプロジェクトやプログラムに積極的に参加する活動が重要です。また、一部の地域やサプライチェーンでは、法的な制約や規制が食品寄贈を難しくすることがあり、食品の安全性や法的責任に関する懸念が含まれます。地域ごとの法的要件を理解し、適切なパートナーシップによるプロトコルを設けることによってコンプライアンスを確保し、法制度の改革に協力して寄贈プロセスを円滑にする必要があると考えます。

## **8.最後に**

ここまでフードバンクの活動を中心に「寄付・寄贈」の実態とあり方について述べました。

一般社団法人全国フードバンク推進協議会では、フードバンク活動のミッション（活動目的・存在意義）を『食品ロス削減と貧困問題のいずれかだけでなく、双方の社会課題に取り組む活動』と定義づけています。

わたしたち食品卸売業における企業活動のなかでの「寄付・寄贈」は、「もったいない」「捨てるに忍びない」「廃棄は損失」など、食品ロスが起点になることが多い実感だと思いますが、食品ロス解決の道筋は、SDGsの最大の関心事、貧困問題の解決へと帰結します。

「寄付・寄贈」そのものには、廃棄費用を抑制することはできても利潤を生むことはありませんが、企業活動のなかで貧困問題解決を意識した社会的なリターンを意図するならば、突発的な出来事に余儀なく時限的に対処するだけでなく、人間および地球が繁栄し続けるための行動計画として、「寄付・寄贈」のあり方についてあらためて整理し、さまざまな課題を解決に導く活動を積極的に進めてほしいと願います。

最初は食品ロス削減だけの目的でも構いませんので、まずはフードバンクへの寄付・寄贈を始めてみませんか。

そこには、持続可能な未来を追及する企業の行動計画のひとつとして、寄付・寄贈を通じて貧困問題の解決に寄与している姿を意識してほしいと願います。やがてその意識が高まることによって、企業はもとより社会全体が貧困と飢餓の循環を断ち切る力になっていくものと信じています。

## 注釈

注 1) 厚生労働省平成 28 年度「国民生活基礎調査」より

注 2) 2022 年 9 月現在。公益財団法人日本フードバンク連盟、一般社団法人全国フードバンク推進協議会による共同声明より

注 3) 飢えに苦しむ人と食べ過ぎて不健康になっている人の問題を同時に解決しようとした日本で生まれた取組み

注 4) 子どもの貧困（相対的貧困）とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調節した所得）の中央値の半分に満たない 17 歳以下の子どものこと

## 参考

### ■おもなフードバンク活動団体

農林水産省ホームページにて 2023 年 9 月現在のおもなフードバンク活動団体の一覧が公開されています

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)

### ■参考文献

◎Web サイト／農林水産省、厚生労働省、環境省、消費者庁、国税庁、国連広報センター、  
日本ファンドレイジング協会、ベネッセ教育総合研究所、全国フードバンク推進協議会、  
日本フードバンク連盟、流通経済研究所、日経ビジネス

◎「寄付白書 2021」／日本ファンドレイジング協会

◎「フードバンク」佐藤順子 [編著] / 明石書店

◎「SDGs 時代の食・環境問題入門」吉積巳貴・島田幸司・天野耕二・吉川直樹 [著] / 昭和堂

◎「食品ロスの経済学」小林富雄 [著] / 農林統計出版

◎「日本の食料問題を考える」伊藤元重・伊藤研究室 [著] / NTT 出版

◎「サステナブルフード・革命」アマンダ リトル [著] / 合同出版

◎「北欧でみつけたサステナブルな暮らし方」井出留美 [著] / 青土社

◎「食料問題の基本とカラクリがよ〜くわかる本」及川忠 [著] / 秀和システム

◎「未来にツケを残さない」糸山智栄・石坂薫・原田佳子・増井祥子 [著] / 高文研

◎「捨てられる食べものたち」井出留美 [著] / 旬報社

◎「やさしくわかる食品ロス」西岡真由美 [著] / 技術評論社